

2023年（令和5年）5月12日

〒150-0022

東京都渋谷区恵比寿南1-15-1

株式会社ポジティブドリームパーソンズ

代表取締役 宮下慶輔 殿

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット

理事長 鈴木尉久



〒650-0011

神戸市中央区下山手通5丁目7番11号

兵庫県母子会館2階C

TEL 078-361-7201 FAX 078-361-7205

URL: <https://hyogo-c-net.com>

〔連絡先〕 ともしび法律事務所

弁護士 加藤昌利

TEL 078-367-7720 FAX 078-367-7730

消費者契約法第41条第1項に基づく請求書

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット（以下、「当法人」といいます。）は、兵庫県神戸市に事務所を置き、消費者の権利確立のために、消費者被害防止・救済のための調査・研究及び支援事業、各種消費者被害に関する情報の収集と一般消費者等に対する普及啓発事業等を行うことを目的とし、2008年（平成20年）5月28日に内閣総理大臣から消費者契約法13条に基づく適格消費者団体として認定を受けた団体です。

貴社の挙式披露宴実施契約に係る「ウェディングパーティご利用規約」における別紙条項目録記載の条項は、消費者契約法に反しています。

そこで、当法人は、貴社に対し、次のとおり、消費者契約法第41条第1項の請求として本請求書を送付します。なお、本書面が到達したときから1週間以内に当法人の請求に応じていただけない場合には、貴社に対して消費者契約法所定の差止請求訴訟を提起させていただきますことをご留意ください。

なお、本書面並びに本書面に対する貴社からのご回答の有無及びその内容等、本請求に関する経緯・内容についてはすべて公表させていただきますので、この旨申し添えます。

第1 請求の要旨

- 1 貴社は、消費者との間で挙式披露宴実施契約を締結するに際し、別紙条項目録記載の条項を含む契約の申込み又はその承諾の意思表示を行ってはならない。
- 2 貴社は、消費者との間で挙式披露宴実施契約を締結するに際し、挙式披露宴の実施が予定されている日からさかのぼって181日目に当たる日以前に解約がなされた場合において、消費者が貴社に対して既に支払った対価の返還請求をなしえないとの条項を含む契約の申込み又はその承諾の意思表示を行ってはならない。
- 3 貴社は、消費者との間で挙式披露宴実施契約を締結するに際し、挙式披露宴の実施が予定されている日からさかのぼって181日目に当たる日以前に解約がなされた場合において、消費者が貴社に対して支払うべき損害賠償の額を予定し又は違約金を定める条項を含む契約の申込み又はその承諾の意思表示を行ってはならない。
- 4 貴社は、別紙条項目録記載の条項が記載された書面を廃棄せよ。
- 5 貴社は、その従業員らに対し、別紙配布書面目録記載の内容を記載した書面を配布せよ。

第2 紛争の要点

貴社は、消費者に対し、神戸市中央区東川崎町1-3-5所在の神戸ハーバーランドホテルクラウンパレス神戸内にある「THE MARCUS SQUARE KOBE (ザ マーカスクエア神戸)」をはじめとして全国の多数の結婚式場において挙式披露宴を実施することを業として行っています。

貴社の結婚式場において消費者との間で挙式披露宴実施契約（以下、「本件挙式披露宴実施契約」という。）を締結するに際し、貴社は、「ウェディングパーティご利用規約」と題する利用規約（以下、「本件利用規約」という。）を用いていますが、本件利用規約第6条において、契約成立後に消費者側から解約する場合に関し、別紙条項目録記載の通り、所定の「ご解約料」を申し受ける旨定めています（以下、「本件解約料条項」という）。

しかしながら、本件解約料条項は、消費者が貴社に対して、解約により有する既払金（申込金）の不当利得返還請求権を一方的に剥奪し、既払金（申込金）の返還を一切認めないとしている点で消費者契約法10条に反します。

また、本件解約料条項は、準委任契約と性質決定される本件挙式披露宴実施契約のもとでは、解約時に消費者は損害賠償義務を負わないし（民法651条2項）、また、委任事務の履行により得られる成果に対して報酬を支払うことを約した場合ではない以上、報酬の支払義務も発生しないから（民法648条の2第2項）、これらの存在しない請求権を自働債権として消費者が貴社に対して有する既払金（申込金）の不当利得返還請求権との間での対当額にての相殺もできないはずであるという意味においても不当であり、消費者契約法10条に反します。

さらに、本件解約料条項は、「申込金全額及び実費」を解約料として定める内容のものです。このうち「実費」については、その内容及び金額がまったく明らかではなく、透明性の原則に反しており、消費者契約法10条に反します。

加えて、本件解約料条項は、消費者契約の解除に伴う損害賠償額の予定に該当するところ、以下に述べるとおり、本件解約料条項の解約金は高額にすぎ、消費者契約法第9条第1項により無効となる部分があります。

すなわち、本件解約料条項によれば、消費者が披露宴当日からさかのぼって181日目に当たる日以前に解約した場合、申込金全額（本件規約第1条によれば申込金の額は20万円）及び実費を解約金として支払わなければならないこととなりますが、披露宴当日からさかのぼって181日目に当たる日以前の解約には、1年以上前の解約や1年半以上前の解約も含まれるところ、そのような早期の段階で申込者が解約したとしても、通常挙式披露宴や宴会の予約をするのは1年以内になされることが大半であることからすれば、同一の日時に別の挙式披露宴あるいは宴会が申し込まれる可能性は極めて高く、たとえその後新たな申込がなかったとしても、それは解約とは無関係に予約が入らなかったからにすぎず、解約以前に他の予約申し込みを断ったことによる損害である可能性は極めて低いのであって、披露宴当日より起算からさかのぼって181日目に当たる日以前の解約であったとしても、申込金20万円全額に相当する程の損害が発生するとは思われません。

以上より、本件解約料条項は、消費者契約法第9条1号の平均的損害を超える条項に該当し、平均的損害を超えた部分については無効となります。

よって、当法人は、貴社に対し、消費者契約法第12条第3項に基づき、本書をもって、請求の要旨のとおり、本件解約料条項を内容とする本件挙式披露宴実施契約の締結の停止等を請求するものです。

第3 訴えを提起する予定の裁判所

神戸地方裁判所

以 上

条 項 目 録

既にご契約をいただいておりますご披露宴等を解約される場合には、
下記のご解約料を申し受けます。

ご披露宴当日より起算して解約日が181日前まで

ご解約料：お申込金全額及び実費

配 布 書 面 目 録

従 業 員 各 位

株式会社ポジティブドリームパーソンズ
代表取締役 宮 下 慶 輔

指 示 命 令 書

当社:株式会社ポジティブドリームパーソンズは、今後、消費者との間で
挙式披露宴実施契約を締結するに際し、下記条項目録記載の条項を含む契
約の申込み又はその承諾の意思表示を行いません。

つきましては、今後、別紙条項目録記載の条項を含む挙式披露宴実施契
約を締結するための事務一切は行わないようにするとともに、別紙条項目
録記載の条項が記載された利用規約、パンフレット等の書類は全て破棄す
るよう指示命令します。

条 項 目 録

既にご契約をいただいておりますご披露宴等を解約される場合には、下
記のご解約料を申し受けます。

ご披露宴当日より起算して解約日が181日前まで
ご解約料：お申込金全額及び実費

以上